

菅谷小学校区教育懇話会会則

(名 称)

第1条 本会は、菅谷小学校区教育懇話会（以下「懇話会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 懇話会は、菅谷小学校区域の将来を担う子供たちの教育環境を検討することを目的とする。

(事 業)

第3条 懇話会は、前条の目的を達成するため、市当局との定期的な懇談を進め、目的を達成するため必要な調査・検討を図る。

(構 成)

第4条 懇話会は、菅谷小学校PTA・菅谷保育園保護者会・菅谷小学校区自治会長・NPO法人七葉とする。

(役 員)

第5条 懇話会に次の役員を置く。

- | | | |
|----------------------|----------|--------|
| (1) 会 長 | | 1 名・・ |
| (2) 副会長 | | 3 名以内 |
| (3) 委 員 | 構成団体から | 18 名以内 |
| | 推薦された学識者 | 若干 名 |
| (4) 監 事 | | 2 名 |
| (5) 事務局は、委員の中から任命する。 | | |

(役員 の 職 務)

- 第6条 会長は、懇話会 を代表する。
- 副会長は、会長を補佐し会長事故あるときはその職務を代行する。
 - 委員は、懇話会の運営にあたる。
 - 監事は、懇話会の会計を監査する。
 - 事務局は、懇話会の事務及び、会計処理にあたる。

(役員 の 任 期)

- 第7条 役員 の 任 期 は、3 年 と する。
- 前項の役員に欠員を生じたとき、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問・参与)

第8条 懇話会に顧問・参与を置くことが出来る。

2 顧問・参与は、懇話会の推薦により会長が委嘱する。

(会議)

第9条 懇話会の会議は、総会及び委員会とし、会長が招集する。

2 総会は、年1回開催し、必要に応じて臨時総会を開くことが出来るものとする。

(1) 総会は、目的達成に必要な事項を議決し、地域住民にお知らせすることとする。

3 委員会は、総会に提案する事項を協議する。

(1) 緊急を要する場合は、委員会の議決をもって、総会の議決に代えることが出来るものとする。但し、次の総会に報告して承認を得なければならない。

(事務局)

第10条 懇話会の円滑な運営並びに事業の促進を図るため、事務局を事務局長宅に置く。

(経 費)

第11条 懇話会の経費は、各集落の負担金及びその他の収入をもって充てる。

(集落負担金は、1戸～100円)

(会計年度)

第12条 懇話会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(その他)

第13条 この会則に定めるものの他、この懇話会の運営に関する必要な事項はその都度、会長が委員会に諮り定めるものとする。

附則 この会則は平成28年11月18日から実施する。